

令和 8 年度版 60 歳以後の年金額調整のしくみ 【追補】

雇用保険の基本日額等が令和 8 年 8 月 1 日から変更されたことに伴い、該当部分が下線のように変更されました。

● 6 頁「賃金の減少を補う雇用保険の「高年齢雇用継続給付」

ただし、賃金月額が支給限度額 (397,369 円*²) 以上の人は受けられません。

* 2 令和 9 年 7 月までの金額です (毎年 8 月に見直されます)。

● 7 頁「●基本手当日額 (基本手当は、退職前の賃金に基づいて 1 日単位で計算される)」

* 賃金日額、基本手当日額には年齢に応じて上限があります。退職時の年齢が 60～64 歳の場合、賃金日額が 17,400 円、基本手当日額が 7,830 円です (令和 8 年 8 月から令和 9 年 7 月までの金額)。

賃金日額に応じた率

賃金日額 給付率	<u>3,203</u> 円以上 <u>5,480</u> 円未満	<u>5,480</u> 円以上 <u>12,120</u> 円以下	<u>12,120</u> 円超 <u>13,490</u> 円以下	<u>13,490</u> 円超
60 歳未満	80%	80%～50%		50%
60 歳以上 65 歳未満		80%～45%	45%	